

平成23年東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学について

1 小中学校への受け入れについて

千葉市内に居住した児童生徒を千葉市の小中学校で受け入れております。居住する住所が定まるとその学区の学校に通うことができますので、学事課学務係までご連絡ください。手続きに必要な書類、手続き方法など、ご案内いたします。

担当 千葉市教育委員会 学事課学務係 043-245-5927

2 市立高等学校への受け入れについて

高等学校の受け入れについては、県の教育委員会が窓口になります。下記の指導課学力推進室へご連絡ください。

担当 千葉県教育庁教育振興部指導課学力推進室 安田 043-223-4056

3 就学援助制度について

経済的に就学が困難な児童生徒を「要保護あるいは準要保護児童生徒」に認定し、学校で使用する学用品費・通学用品費や給食費等の援助を行っております。

地震により被害を受けた場合には、「要保護あるいは準要保護児童生徒」として認定する際に、提出書類を省略するなど弾力的に認定を行います。

担当 千葉市教育委員会 学事課管理係 043-245-5929